

第 18 日目（9 月 18 日）

○議 長（関 常幸君） おはようございます。散会前に引き続き、本会議を再開いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は 25 名であります。これから本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者から公務のため欠席、林 茂男君から通院のため欠席の届けが出ておりますので報告いたします。

[午前 9 時 30 分]

○議 長 本日の日程は、先に配付しました議事日程第 11 号丸正のとおりといたします。

○議 長 ここで財政課長より発言を求められていますので、これを許します。

財政課長。

○財政課長 貴重なお時間をお借りして大変恐縮ですが、一昨日の答弁に誤りがありましたので、訂正をお願いいたします。

第 75 号議案、一般会計決算認定の 11 款災害復旧費における寺口議員の、新潟・福島豪雨災害の復旧事業費に関する質問の答弁について、事業費の集計に見落としがあったことから、訂正をお願いしたいものでございます。平成 23 年度から平成 26 年度までの全体事業費を 46 億 5,360 万円と説明いたしましたが、62 億 5,760 万円に訂正を、農林関係事業費を 26 億 1,080 万円と説明いたしましたが、39 億 4,034 万円に訂正を、土木関連事業費を 15 億 5,220 万円と説明いたしましたが、18 億 1,967 万円に訂正をお願いしたいものでございます。

また、事業費の内訳としまして、一般財源の割合について 3 分の 1 程度と説明いたしましたが、起債の償還金の交付税算入分を精査いたしますと、実質の一般財源持ち出し分は 14 億 9,300 万円ほどになり、率としましては 23.8%ほどとなります。

なお、事業費につきましては、各年度、決算書に基づく工事費、委託費及び事務費等の総額の集計になります。以上であります。今後十分注意して事務に当たりますので、よろしくをお願いいたします。

○議 長 日程第 1、平成 27 年陳情第 2 号 「学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私立高等学校への私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択に関する陳情を議題といたします。総務文教委員長 佐藤 剛君の審査報告を求めます。

総務文教委員長。

○佐藤総務文教委員長 おはようございます。総務文教委員会に付託されました事件の審査の結果について報告をさせていただきます。総務文教委員会に付託された事件につきましては、平成 27 年 9 月 7 日に審査した結果、次のとおり決定いたしましたので報告いたします。平成 27 年陳情第 2 号 「学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私立高等学校への私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択に関する陳情、この件につきましては前段で陳情の取り扱いについての確認がありました。このことは議長が受け付けまして、議会初日に総務文教委員会の付託が図られ、委員会での審議となった経過がありますけれども、昨年と同様

の趣旨の陳情がありまして、昨年の例にならって陳情書を回覧でなく委員会付託になったものと思うというような旨の説明をしたところであります。

その後、直ちに意見を求めました。意見は1件ありました。公立学校の学級数減があったことから、私立高等学校へ進学しなければならない場合も出てくる。より環境を整えてやることは賛同すべきだと思う、というような意見でありました。

次に討論を行いました。討論はありませんでした。その後、起立による採決を行いました。結果、賛成全員で採決すべきものと決定いたしました。

以上、報告とさせていただきます。

○議 長 委員長の審査報告に対する質疑を行います。

25番・樋口和人君。

○樋口和人君 今ほどお話をいただきました。その中で、その陳情を出されている団体なのですが、こちらは多分、いわゆる私立学校の皆さんがいろいろと加盟している団体だと思うのですが、県内の私立学校等々全ての皆さんが加盟しているのか、その辺についての議論とかはあったでしょうか。

○議 長 総務文教委員長。

○佐藤総務文教委員長 その部分に関する議論、質疑等はありませんでした。

○議 長 1番・永井拓三君。

○永井拓三君 この書類の、「憲法および教育基本法は『教育の機会均等』を謳っている」という点ですけれども、これに関して義務教育内である、義務教育外であるというその2点に関しての議論はされましたでしょうか。

○議 長 総務文教委員長。

○佐藤総務文教委員長 委員会の中では、そういう議論には及びませんでした。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 平成27年陳情第2号「学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私立高等学校への私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択に関する陳情に対する討論を行います。まず、本陳情に反対者の発言を許します。

25番・樋口和人君。

○樋口和人君 おはようございます。それでは平成27年陳情第2号「学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私立高等学校への私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択に関する陳情について、採択に反対する立場で討論に参加をいたします。

この内容につきましてはちょっと私も調べましたけれども、平成17年9月議会に提出をされ、その後、毎年出てきている案件であります。さらにうろ覚えでありますけれども、合併前、六日町の時代にも議会に提出をされていたような気がいたします。陳情でありますから、問題の善処を願うということではよいとは思っておりますけれども、私ども議員一同、一生懸

命にこの陳情の内容について審査をしてどうするかということでやっているわけですが、毎年、毎年こう郵送で送られてくるという、いかにも機械的に送られてきて、本当のところの内容がなかなか私どもに伝わってこないということでもあります。

そして、結果が出ずに——これも少しずつ改善されているとは思っているのですが、結果が出ず、そしてこの今の状況が本当に厳しくて、もっともときちんとした改善が必要であるというのであれば、私は請願という方策をとって、ちゃんと紹介議員がいて、我々にきちんとした説明をしていただくと、そういったものがやはり必要なのだというふうに思っております。

そして、またこの陳情の内容でありますけれども、趣旨にもあるとおり、私立高校は独自の伝統と特色ある教育を行っており、そこに公立高校にはないもの、例えばその学校には特に優秀な教師がいる、その学校は進学率が高い、あるいは就職に有利になる、そういったことを求めて、その私立学校を選択すると私は考えております。ですので、当然それなりの経費これには覚悟すべきというふうに考えますし、年収 910 万円以上の世帯は支給が打ち切られるということもございますけれども、そもそも年収が 910 万円以上の世帯、ここに助成が必要なのかというのも疑問なところであります。

そういったところも陳情を出している陳情者に対して、きちんと聞くべきというふうに考えまして、この陳情を採択することには反対をいたします。多くの議員諸兄の賛同をお願いします。

○議 長 次に本陳情に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に本陳情に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

○議 長 討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。この採決は起立によって行います。平成 27 年陳情第 2 号「学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私立高等学校への私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択に関する陳情、本陳情に対する委員長の報告は採択であります。本陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、平成 27 年陳情第 2 号は、委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

○議 長 日程第 2、第 80 号議案 平成 26 年度南魚沼市下水道特別会計決算認定について及び日程第 3、第 81 号議案 平成 26 年度南魚沼市水道事業会計決算認定についての 2 件を一括議題といたします。2 件について産業建設委員長 小澤実君の審査報告を求めます。産業建設委員長。

○小澤産業建設委員長 おはようございます。それでは産業建設委員会に9月2日に付託されました2件について、審査結果の報告をいたします。

まず、審査の状況であります。平成27年9月4日午前9時30分より本庁舎301会議室にて、委員8名全員出席、また、議長からも出席いただきました。審査の内容であります。執行部より水道事業管理者兼企業部長、下水道課長、水道課長、係長、主管の出席を求め、説明を受けた後、質疑を行い、審査を行いました。

結果を報告いたします。第80号議案 平成26年度南魚沼市下水道特別会計決算認定については、質疑の後、討論なしで採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定しました。

続きまして、第81号議案 平成26年度南魚沼市水道事業会計決算認定についてであります。この件につきましても質疑の後、討論なしで採決に移り、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上で審査報告を終わります。

○議 長 2件を一括して委員長の審査報告に対する質疑を行います。

18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 水道事業会計についてお伺いしますが、このアセットマネジメントで更新事業費124億円という調査結果が出ているわけですが、これを来年度から10年間で事業化するとすると、毎年12億円の事業費が必要だと、こういう報告があるわけであり。これについて今現在でもきゅうきゅうとしている状況の中で、それを長寿化で延命できると若干の先送りができるとしても、こういった課題についてどういう受け止め方を委員会ではしたのか。財源は大丈夫かというような議論はされたのかどうか。非常に私はそこが疑問に思っているわけです。いかがでしょうか。

○議 長 産業建設委員長。

○小澤産業建設委員長 アセットマネジメントに関しましては、水道事業管理者より説明がありまして、平成26年度で調査を終了しており、今後は今の浄水場を使っていくか、それともまた別の方法で新しく水源を設けていくかという、その辺のどのくらい費用がかかるかというところを、今、検討しているというお話がありました。以上です。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 こういう報告をされて、それが事業化されていくというのが、大体執行部のやり方だというふうに私は思うのです。それをこうした委員会ですんなりという形であると、じゃあ、どうするのかというのが、それは委員会の責任じゃないと言われればそこまです。やはり委員会としてはそういうところをひとつ追求しながら、どういった財源措置を取っていくのかというあたりは、やっぱり審査をきちんとしていただきたいというふうに思います。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 第 80 号議案 平成 26 年度南魚沼市下水道特別会計決算認定についてに対する討論を行います。

まず、原案認定に反対者の発言を許します。

次に原案認定に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

○議 長 採決いたします。第 80 号議案 平成 26 年度南魚沼市下水道特別会計決算認定について、本案に対する委員長報告は認定です。報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 80 号議案は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議 長 第 81 号議案 平成 26 年度南魚沼市水道事業会計決算認定についてに対する討論を行います。

まず、原案認定に反対者の発言を許します。

18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 私は第 81 号議案 水道事業会計決算認定について、反対の立場で討論に参加させていただきます。安全で安心な水の供給を、安定的に進めるため日々懸命な努力をしていることに対し、まず敬意を表するものであります。

本年度事業では、水道施設の将来の更新事業を算定するため、アセットマネジメント、要するに資産管理について調査をされたようであります。その結果は、更新事業費は 124 億円で、10 年で平均をしますと年間 12 億円の予算が必要との報告です。管路の事業費はその中で 6 億円の事業費とも報告があります。要するにいかに過大な施設かが、ここでは示された報告ではないでしょうか。

私は常々、過大投資分については水道料にはかけずに、一般会計で持つべきと唱えてまいりました。年度末起債残高は、平準化債を含めて 126 億円であります。前年度は 125 億円、好転していません。資本費平準化債を借りて、内部留保資金を確保しての経営には、この調査結果は大きな重荷となります。さらに企業債償還の本会計の元金 12 億 8,527 万円、その利息 3 億 2,833 万円、元利あわせて 16 億 1,361 万円は、給水収益 15 億 7,332 万円を 4,029 万円上回っています。適切な維持修繕で長寿命化が可能とつけ加えられた報告であります、まさに破綻の信号が点灯したという調査結果ではないでしょうか。

私は予算時にも申し上げました。新水道ビジョンは過去に、地下水に頼らず、表流水を浄化する時代だといって、ダムからの取水で浄水場を建設し、市内全域に配水する集中配水方式の破綻を宣言した内容であると指摘いたしました。大雨が降ると、汚濁などで浄水機能が麻痺し、給水不可能な状態、大規模な断水の経験もあります。これらの根本的な解決策とし

て、非常用水源の確保を名目に旧地下水源をまず充てるといった話はいただいておりますが、新たな井戸掘削による水源の確保という新たな投資が行われた年であります。さらなる投資と過大な維持管理と、ここに示された更新事業は、市長が常々賞賛する優秀な職員をもってしても、解決策は至難と言わなければならないでしょう。

市長は水道料金は1回下げた、消費税増税を料金に転嫁しないで据え置いた、実質的には値下げをしたと。また、福祉減免制度をやっていると。その事実については、前回はそうですが評価はするものというふうに考えております。しかし、そういった努力はなかなか実感としてはあらわれておりません。まだまだ南魚沼市の水道料金は高過ぎます。特に私は大和地域に住んでいるがために、魚沼市との格差を感じるものであります。せめて、魚沼市並みの料金設定を盛り込んだ事業計画を策定し、抜本的な取り組みが急務ではないでしょうか。今の、現状からしてみても、今ほど市民から基本的な生活の部分、その負担軽減が望まれている時代はないのではないのでしょうか。暮らし応援の大幅な値下げを要求し、討論といたします。以上です。

**○議長** 長 次に原案認定に賛成者の発言を許します。

4番・清塚武敏君。

**○清塚武敏君** おはようございます。第81号議案 平成26年度南魚沼市水道事業会計決算認定について、南魚みらいクラブより賛成の立場で討論に参加いたします。

水道の蛇口をひねれば当たり前のように出る水、世界でもそのまま水道水を安心して飲む国は数少ない。越後山脈から流れ来る三国川の十字峡の清く澄んだ流れを見た東京の人に、南魚沼市はこの水を浄化して飲んでいると話したところ、幸せですね、と話をしてくれた。しかし、自然の驚異は時として平成23年の新潟・福島豪雨では、三国川の濁りは浄水機能の低下により大規模な断水も引き起こした。市の水道事業は建設当時の過大な設備投資や施設の老朽化の課題を抱えている中で、平成26年度の南魚沼市は水道事業に求められる安全・安心・強靱で持続可能な水道を進め、新水道ビジョンの事業計画の基本に置き、施設の適正な維持修繕による長寿命化、緊急非常用水源の確保といった危機管理体制の強化を図っており、将来展望も示しています。

財源につきましては、平成26年4月よりの消費増税の改定になりましたが、税込み料金の据え置き、使用者への負担を行わなかったにも関わらず、決算収益収支では収入21億6,984万838円に対し、支出20億6,302万9,237円で、1億681万円の純利益となりました。このことは大いに評価するものであります。

給水人口の減や、市民、事業所の節水努力等により、今後も有収水量の減少が続く中、給水収益は前年度より6,281万5,860円の減収になりましたが、一般会計からの補助金は2億3,538万円で、前年度よりも1億4,042万円の減で、高料金対策分も減少しています。市長も本定例議会の中でも、3から5年先を見据えた水道料金体系を考えて取り組む、と答弁もしています。将来を見据えた新水道ビジョンを市民に示し、これからも安心・安全な水の供給に努めた企業努力による決算と考え、平成26年度水道事業会計決算認定に賛成の討論といた

します。全会一致の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長 長 次に原案認定に反対者の発言を許します。

次に原案認定に賛成者の発言を許します。

1 番・永井拓三君。

○永井拓三君 それでは、南魚政策研究会を代表して、平成 26 年度水道事業会計決算に賛成の立場で討論に参加いたします。反対者から水道料金の話が出ましたので、水についての認識を改めて考えるため、例を挙げて話をいたします。

先日、NHKで八海山を取り上げて放送された「小さな旅」の撮影に 10 日間参加して感じたことを初めに述べます。私たちの普段の生活の中で、蛇口をひねればいつでも水が手に入るといふこと、そのことで余りにも水に対するありがたみを忘れていふことについて気がつきました。山頂付近の小屋では、夏場の水場は皆無に等しく、容易に手に入れられるものではありません。そのため、雨水をためたり、町からペットボトルで多くの労力をかけ、水を持ち上げる必要がありました。本来、水とはそれだけ手に入りづらいう大変貴重なものであります。それが現在の文明社会の中で整備され、いともたやすく手に入ること、その価値が薄まり、手に入れることが当たり前という感覚になっていふます。つまり、水道料金はその整備に対する価値といえます。

昨日、私は仕事で関東の洪水被災地を視察してまいりました。被災地ではまだまだライフラインが復旧せず、給水車で避難所に水を届けたり、ペットボトルの水が配られていふ状態でした。私たちの地域においても、平成 23 年の水害時に配水が止まり、一時的に給水車による水の確保を強いられました。災害時など緊急時において、その存在は市民生活の中で確保しなければならない生命線なのです。人間の生活にとつて、水とはこれほどまでに重要だといふことは、これ以上言うに及びません。

このような前提があつて、改めて平成 26 年度水道事業会計決算について述べます。まず、評価すべき点です。消費税が増税されても、現時点での水道料金の値上げがなかつたことについては評価に値します。また、企業債残高は前年比で 5 億 7,857 万円減であつた点についても同様です。そして、今年度より始まつた料金収納管理等の民間委託を行い、経費や職員数を削減していこうといふビジョンも示され、前向きに経営努力をしていこうといふ姿勢がうかがえます。

今後の課題として、先ほども申し上げたとおり、災害時の緊急水源の確保を目指して新設改良をする、といふ計画が求められます。同時に平成 26 年度の現有資産の総点検をした結果を詳細に分析し、将来に引き継ぐべき資産を明確にし、災害時でも給水に困ることがない、深井戸による水道水の確保などを考えていふ必要があります。また、漏水による無駄な支出を抑えるために調査、修繕を行うことも求められます。

このようなことを複合的に考えるならば、平成 26 年度の水道事業会計決算はおおむね評価に値します。今後の水道事業会計においても多くの課題を克服し、市民生活をより良いものにしてほしいと強く要望をして、賛成といたします。多くの議員からの賛同を求めます。

○議 長 次に原案認定に反対者の発言を許します。

次に原案認定に賛成者の発言を許します。

16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 第 81 号議案 平成 26 年度南魚沼市水道事業会計決算認定について、賛成の立場で新生市民クラブを代表して討論に参加するものであります。

先ほどの反対者の理由、まず 1 番目のアセットマネジメントでありますけれども、総額 124 億円これを 10 年割りで 12 億円の支出、管路については 6 億円の支出であるというような数字で、これはまた過大な施設投資、施設整備に当たるという発言もありました。

このアセットマネジメント自体は、まず全ての調査を行ったということでありました。平成 27 年度において現在、果たしてどのような新水道ビジョンを持っての設備が必要なのかということを検討中でありました。毎年、言われておりますけれども、過大な初期投資、この初期投資について一般会計から繰り入れをするべきだという論をずっと反対論者の方は、はっているわけでありまして。しかしながら、連結決算を見てもおわかりのように、南魚沼市どの会計をとってもそのような余裕のある会計は 1 つもないわけでありまして。そうすると、この論自体はなかなか厳しいものであらうと思っております。

また、資本費平準化債を使っての内部留保金確保、これについても苦肉の策であらうというふうに思っております。給水収益で元利償還金はほぼ消える、こういう状況がずっと続いております。したがって、平成 27 年度できっちりした新水道ビジョンが出されるものだというふうには期待をしておりますけれども、非常に難しいものであらうと思っております。

また、水道料金が高過ぎると。大和地区の皆さんは、隣の魚沼市と比べて約半分というふうな料金は聞いております。しかし、もともとの水源確保の考え方が全く違うわけでありまして、なかなかそれをもってして同じ料金にというのは、なかなか難しいものであらうと思っております。

ただ、市民の負担軽減をするべきだという考えは同じであります。じゃあ、いかにしてやるべきなのかということ、この水道ビジョンの中でできっちりした設備計画がなされて、その中でまた議会で議論をしていくべきものというふうに思っております。

この決算認定については、予算に対してその予算執行はどうであったかということを中心に、やっぱり議論をするべきだというふうに思っております。今回の決算を見て、まず一番に気がかりなのは有収率の低下であります。要は漏水であります。1.7%は下がり、77.9%といっても漏水が 140 万トンもあるという、この膨大な水です。これをじゃあ、いかにするべきか。これに対する対策として一番期待しておりましたのが、無線メーターの導入でありました。しかしながら、いろいろな経費等を考えた結果、経費がかかり過ぎるということで、この無線メーターの導入を断念したわけでありました。この無線メーターというのは、漏水の場所を発見する非常に有利な方法であるというふうに期待をしておりましたが、これが経費の面で断念をしたと、非常に残念でありました。

また、浄水場の屋根に設置する予定でありました太陽光パネルでありますけれども、これもまた



事業者のほうから採算が取れないということで断念をされた。非常に残念な結果であったというふうに思っております。

この平成 26 年度で未収金ですね、未収金の増加。現年分が 5,400 万円と滞納繰越が 6,100 万円と計 1 億 1,500 万円もの未収金があるということです。このことは一体何を意味しているのか。ただ単に水道料金が高いので納められないのか、あるいは納める気がないのか。そういうところを担当課のほうでも検討をしているわけでありましようけれども、この未収金の増加ということは非常に懸念すべき問題であると思っております。

緊急水源を通常水源とする水道事業全体の見直し、これについてもこの平成 27 年度できっちりした方向性を出せるわけでありますので、その部分については期待をしているわけでありましようけれども、総合的に考えても今年度予定していた水源の工事でありましよう。例えば荒山の配水池建設であったり、船ヶ沢の工区配水池の増設であったり、栃窪地区の老朽管更新、それから清水地区の配水建設及び管路工事、君沢の管路工事等々、急がなければならないところはきっちりやったわけでありましよう。

厳しいやりくりの中でも、こうした工事を着実に実行をし、安心・安全な水の供給に獅子奮迅の覚悟で担当職員はやってくれたものだと思っております。しかしながら、平成 27 年度にきっちりと策定されるであろう新水道ビジョンであります。これについては、厳しく初期投資の過大ということの二の舞にならないような形で議論をしていきたいと思っております。以上で賛成討論といたします。

○議長 長 次に原案認定に反対者の発言を許します。

次に原案認定に賛成者の発言を許します。

26 番・若井達男君。

○若井達男君 自席から議長の指名についての返事を忘れてしまいました。26 番・若井でございます。

第 81 号議案 平成 26 年度南魚沼市水道事業会計決算認定について、賛成ということで討論を行います。先ほど我が会派の 4 番議員がすばらしい内容の賛成討論を行ったわけですが、私がここに上がってきてどうこう言うところもありません。また、1 番議員からはこの水のありがたさ、そういったものにも触れていただきました。また、16 番議員からは、きめ細かなこの水道事業に対しての的を射た討論もいただいております。

私がここで上がってきたのは、昨年もこの水道事業会計で最後に討論に参加をさせていただきまして、水道事業会計は今、全国のどこの自治体においても、現状維持というところは極めて少ない。ここ数年のうちに全ての自治体とっていいほど、水道事業は値上げが始まっております。昨年はこの壇上で尾道市の水道料金が上がります、上げますと決定しましたというお話もいたしました。この尾道市につきましては、我が会派が政務活動で昨年の 10 月に伺ったときに、水道事業会計は別だったのですけれども、どうですかと話したら、10 数%上げましたということをおっしゃっていました。

そして、ことしの 7 月には、総務文教委員会で秩父市にこれは常任委員会の管外調査とし

て行ってきました。昨年、水道料金の秩父市についてもこの壇上から触れておりました。日本最初の浄水の発祥の地である90年の年数が経過しておると。まさにそういった長い月日を経た中で、35%値上げをしなくてはならないということを書いていたわけですが、まだそのときには何%になるかということにはなかつたわけですけれども、少なくとも2分の1は値上げをせざるを得ないということで、ことしも研修の合間を縫って、水道料金はどうか、当市は17.5%上げました。

しからは新潟県はどうか。燕市はやはりこれも長年の経過の中で、水道料金は値上げをせざるを得ないということで、値上げ決定をしております。これはほんの一部でございます。

そして、先ほどは18番議員のほうから隣の芝生の話が出ました。私はこの隣の市の水道事業についても、もう五、六年前にいつてきました。合併して当市と同じように、10年が経過しております。合併後、3年、4年たった時点で、水道料金の統一をなさいという答申が上がっております。2町4村の中にはそれぞれが上水、専用水道、簡易水道を持っております。それらも一つにして、1つの市として統一料金にすることが望ましい、その年度の12月末でという答申が出ておったのです。手がついては今ありますか。ないのです。手につけられないのです。

しかし、人の作ったものは常はない、非常なのです。これは仏教の言葉だそうです。常はない、つくったものは必ずいつかはなくなる、壊れる。原発ももちろん、当然そういうことがあるそうですが、そういったことで何もしなければ、水道料金はそのままでいきます。しかし、当市におけるこの水道事業については、一職員をはじめとし、まさに総出で総がかりで何とか上げないで済ませたい。現状を守れば、とそういう中に進めてきております。

これとてスタートから10年、合併して10年過ぎて上げざるを得ない状況でも、それでも上げてはならない。この内容については先ほど、4番議員、1番議員、18番議員がそれぞれ触れておりますが、やはりこれはこれを否定して非難して事は済まない。水はありがたいものなのです。

ことし、私どもの議員の仲間で、一般の方と一緒に中国へ行ってきました。どこに行っても13億人からの人間がいるけれども、水道の水は飲めません、飲まないでください。上海でもそうです。湖南省の二市にも行ってきました。ここの水道の水は飲めません。3年、4年前にはオーストリア、これはチロル市に行ってきました。あそこは3,000メートル級クラスの山並みが25キロつながっています。山は雪をいただいています。しかしながら、水は飲めません。全部、作った水しか飲めません。

それを考えたとき、この私たちの当市の水道事業会計は、職員と議会と市民が一体となって守っていかなくてはならない。そうした中が、この水道事業会計は上げない、立派な会計だということを私は皆さんに申し上げまして、賛成討論といたします。どうぞ、大勢の皆さんからのご賛同をお願いいたします。

○議 長 次に原案認定に反対者の発言を許します。

次に原案認定に賛成者の発言を許します。

○議 長 討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本案に対する委員長報告は認定です。第 81 号議案 平成 26 年度南魚沼市水道事業会計決算認定について、本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 81 号議案は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議 長 日程第 4、第 76 号議案 平成 26 年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定について、日程第 5、第 77 号議案 平成 26 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定について、日程第 6、第 78 号議案 平成 26 年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定について、日程第 7、第 79 号議案 平成 26 年度南魚沼市城内診療所特別会計決算認定について及び日程第 8、第 82 号議案 平成 26 年度南魚沼市病院事業会計決算認定についてまでの、以上 5 件を一括議題といたします。5 件について、社会厚生委員長 塩谷寿雄君の審査報告を求めます。

社会厚生委員長。

○塩谷社会厚生委員長 おはようございます。社会厚生委員会に付託されました審査の報告をさせていただきます。5 件にわたるでの若干長くなることをお許しいただきたいと思います。

審査の状況ですが、委員全員出席で議長からも出席していただきました。第 76 号議案 平成 26 年度南魚沼市国民健康保険特別会計の決算の認定でございます。実質収支は 1 億 475 万円の黒字であるが、一般会計からの法定外繰入金 1 億 3,000 万円がなければ実質赤字となり、繰上充用等の措置が必要であった。非常に厳しい決算の内容であると認識している。被保険者数の内訳では、ゼロ歳から 46 歳までが 1,037 人の減少となっているのに対し、65 歳以上は 244 人の増加となっており、毎年度、確実に被保険者の高齢化が進んでいる。保険税の収入は減少する一方、保険給付費は高止まりする傾向にある。

国民健康保険支払準備基金の状況では、4,000 万円の取り崩しを行い、平成 26 年度末残高は 327 万円となっている。平成 30 年度から都道府県が国保財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保と中心的な役割を担うことになっている。国はそれまでに、国保に対して一定的の財政支援強化を約束しているが、市町村保険は構造的にさまざまな課題を抱えている県への統合により、当市の被保険者や市の負担が少なくなるという保証はない。統合に向け今後、制度確立のため作業が本格化していくが、国県の動向を注視しながら、主張すべきは主張していかなければならない、という説明を受けました。

質疑では、法定外繰入を初めて行ったが、県内のほかの市町村では行われているのかという質疑、また、不納欠損が多くなっているかという質疑がありました。県内では 10 市町村く

らいは法定外繰入を行っていて、一番大きな都市では13億円ぐらい行っている。ほかの市町村でも一、二億円ぐらいの間で行っているということの答弁であります。

不納欠損額が多くなっているということは、経済情勢が厳しくて現年度分が納付できず、不納欠損となっているわけではない。滞納繰越額が合併以来増加してきたが、その中にはどう考えても徴収できないという案件を残したという実態がある。この調査に対してはしっかり調査をしていって、欠損をしているという答弁でありました。

採決、討論に入り、反対討論1、賛成討論1、起立多数で第76号議案は、採択すべきものと認定をいたしました。

続きまして、第77号議案 平成26年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定についてでございます。保険料は平成20年度から据え置きとなっている。低所得者の軽減判定所得額の引き上げ改正により、軽減対象者の範囲が拡大したことにあり、減少である。保険給付の状況では、被保険者数が減少しているので件数、給付費ともに減少している、という説明を受けました。

質疑を行い、後期高齢者に医療費がどれくらいかかったのか決算書を見てもわからないという質疑の中で、後期高齢者医療費では、給付は全て連合が行っており、保険給付の状況は決算資料の97ページに掲載したところである。給付費は高額で保険料は少ない。適正で必要な受診はしても、必要でない受診は控えるというわきまえが高齢者にも必要である。負担の増額はいいことではないが、応分の負担は考えていくべきである、という答弁でありました。

討論で反対討論が1つあって、採決は起立による採決で、第77号議案は、認定すべきものとなりました。

続きまして、第78号議案 平成26年度南魚沼市介護保険特別会計決算の認定についてでございます。平成26年度では、介護保険事業計画第5期の最終年を迎え、そして第6期の計画の策定の年でもあったことから、今後の事業の方向性を決める上で極めて重要な年度であった。平成26年度の特徴としては、前年度と同様に被保険者、特に第1号被保険者の増加と、地域密着型施設等の整備によって地域密着型サービス、施設介護サービスの利用者数、給付額が年々増加したことにより増加の傾向にある。特別会計における歳出額では、この5年間の推移を見ると、平成23年度の前の前年度比6.5%上昇をピークに、毎年度4から6%ずつ増加している。制度改正などに的確に対応した介護予防に主眼を置いた事業を展開したいと考えているという説明がありました。

質疑の中では、介護職の人材確保について平成26年はどうであったかということでありませぬ。平成26年度は、一般会計の雇用創出の事業、県が行っていることに対し、市も一緒にそれを行っていきたいということと、前期高齢者の方を対象として施設に未経験者と経験者をペアにして実施したということで、この事業がうまくいけば今後もまたやっていきたいということでありました。

採決に入り反対討論1、賛成討論なしで、起立による採決で認定すべきものとなりました。

次に平成26年度南魚沼市城内診療所特別会計の決算でございます。入院750万円、外来が

4,800万円減少したということで、患者数が減ってきているということでもあります。

質疑に入り、決算の認定の分析については、ということでもあります。繰入金は平成25年度とほぼ同額であったが、実際の赤字幅は1,500万円以上増えている状況である。大変厳しい状況だと考えている。今後も地域に必要とされる病院として継続していくのであれば、赤字の解消をしなければならない。平成20年から入院と外来の患者が減少している。ほかの診療所と比べ、医師1人で診療できるのが内科だけであるということで、このままではいいと思っていないというような答弁でありました。

採決に入り、全員一致で第79号議案は、認定すべきものとなりました。

続きまして、第82号議案 平成26年度南魚沼市病院事業会計決算認定についてでございます。お手元の南魚沼市病院事業会計決算書の15ページを見ていただくと、下の後段でございますけれども、外来の患者数は昨年に比べ6,236人、そして入院では913人の減少となり、収支状況では当年度、純損失として5億5,600万円を計上することになったということでもあります。

新病院建設を念頭に置き、極力経費の削減に努めたけれども、市立病院の再編による人員増と建物、医療機器に係る修繕費が増加をしたということでありました。また、電子カルテ等の導入により、患者の制限を行ったということでの説明を受けました。

質疑に入り、一時借入5億円が平成26年度では解消できなかった。企業債の残高も大和病院事業では約8億5,000万円、新病院では13億8,000万円である。決算を踏まえて今後どうやって償還していくのか、企業債自体の考えはどうか。

また、平成26年度の病床利用は75.5%であった。約80%を超えないと経営は苦しいといわれる中で、この結果をどう総括していくのか。医業収益に対する人件費の割合は77.25%とかなり高い。新病院開設に合わせ、多少人件費がかかってもスタッフを集めるという説明を受けてきており、仕方がないと思っていたが、しかし、看護師や医師は非常勤という人材に頼らざるを得なかった。その結果がこの割合となったのではないかという質疑に対し、据え置きが終了して償還が始まると、かなり重い負担となり、建物は25年の償還であり、基準繰り入れや病院営業収益で対応していくこと以外にない。約8割が分岐点だといわれているが、これまでも病床利用数は低迷している。その中で、平成26年度は医師の長期休養による外来の減少や、移行に伴う外来制限等により入院も影響が出た。今後、南魚沼市民病院はかなり需要が見込まれるが、入院患者を管理できるだけの医師体制が整っていないと、入院需要に対応できない。それらを構築していきたい。利益を生むような病床利用率を目指していきたい。

給与体系の見直しを行い、生涯賃金を少し下げた。効果が今後出てくると思うが、医業収益に対する割合となれば、外来及び入院収益を上げなければならない。現在、市民病院の内科は当初5診の体制を6診にし、医業収益の改善に努めていきたいという答弁でありました。

採決に入り、全員一致で認定すべきものとなりました。

以上で社会厚生委員会の報告とさせていただきます。

○議 長 5件を一括して、委員長の審査報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 第76号議案 平成26年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定についてに対する討論を行います。

まず、原案認定に反対者の発言を許します。

3番・田村眞一君。

○田村眞一君 どうも皆さんおはようございます。第76号議案 平成26年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算に反対の立場で討論に参加いたします。9月1日発表された財務省2014年法人企業統計によると、大企業の内部留保は過去最高になりました。社員の実質賃金は、前年度比1%増えましたが、2014年度は消費税の増税の影響もあり、物価が大幅に上昇、実質賃金はマイナスという現状であります。国民の所得は減り続けて、経済は厳しい状況が続いているということです。

低所得者が多く加入する国保は、もともと適切な国庫負担なしには制度が成り立ちません。歴代政府は1984年、国保法改悪を皮切りに、国保に対する国の責任を次々と後退させてきました。1984年度から2010年度の間、市町村の国保の総収入に占める国庫支出金の割合は、50%から25%へ半減。それと表裏一体に、1人当たりの保険料は大きく引きあがりました。さらにこの間の雇用の破壊、失業者や非正規労働者が国保に流入し、構造改革によって自営業者や農林漁業者の経営難、廃業が加速するなど、国保加入者の貧困化が急速に進行しております。

今、国保加入者の7割以上は、非正規労働者などの被用者と年金生活者、失業者などの無職者であります。こうしたことから、年々徴収困難者が増えている状況だと分析しています。政府が社会保障削減、抑制路線に走る中、自治体が暮らしの防波堤の役割を果たし、国保加入者の暮らしを支える支援が求められます。国民健康保険を安心できる医療制度とするには、根本的制度改革が必要です。

政府に対して国庫負担をもとに戻すよう強く働きかけつつ、自治体として財政が厳しい状況の中でも、税金の使い方を、市民の暮らし、家計への応援という姿勢に切りかえる。また、国保は社会保障の最後のとりでの立場で、公平論を乗り越えることです。

これまでの上昇分を抑えた点は評価ができます。しかしこれでは十分とはいえません。一般会計からの繰り入れを増やして、国保税引き下げを求めて反対の討論といたします。皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 次に原案認定に賛成者の発言を許します。

2番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 おはようございます。それでは第76号議案 平成26年度南魚沼市国民健

康保険特別会計決算認定について、南魚みらいクラブを代表して賛成の立場で討論に参加いたします。

この国民健康保険制度は、構造的に所得の低い方々を支えていく制度であります。生活困窮者の最後のとりで、セーフティーネットとしての役割を果たしてきました。しかし、この制度を維持していくのは大変困難な状況となっています。国から決められた法律で決まった制度の中で、いかに市民の負担を軽くして健康を守っていくか、このことが市に求められているものと考えています。

平成 26 年度の決算状況を見たときに、団塊の世代の加入等により、年々、高齢者の占める割合が大きくなっている中で、少しでも加入者の負担を抑えるために、一般会計から 1 億 3,000 万円を繰り入れるなどの努力をしています。保険料も平成 22 年から据え置いており、また収納率も現年課税分から優先徴収し、滞納額を増やさないという方針により、向上に努めている姿を認めるところであります。

以上のことから、引き続き市民のセーフティーネットとしての制度を守っていただくことをお願いし、この平成 26 年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定に賛成するものであります。多くの皆さんの賛同をお願いいたします。

○議 長 次に原案認定に反対者の発言を許します。

次に原案認定に賛成者の発言を許します。

6 番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 それでは、私は新生市民クラブを代表いたしまして、第 76 号議案 平成 26 年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定について、賛成の立場で討論に参加いたします。

平成 27 年度の国民健康保険特別会計の決算額は、歳入総額で 59 億 5,819 万円、歳出総額で 58 億 5,344 万円で、実質収支額は 1 億 476 万円の黒字決算でありました。反対者が言いますように、国民の生活は厳しくなっているという言葉の背景には、高齢化が進む中で医療費の問題だとか消費税アップ、年金切り捨て、そういうことによりまして国民の生活は厳しくなっているのだよと。とりわけ国保加入者は退職者、自営業者が多くて、さらに解雇され国民健康保険に移ってくる方もある中で、もう限界だということを言っておられましたけれども、私もこの部分についてはわからないわけではありません。市も国保税の負担が限界に近いという認識から、これももう何度も言っていることでありますけれども、数年前の国保運営協議会での検討結果を受けまして、ことしは先ほども出ましたけれども、一般会計から 1 億 3,000 万円の法定繰入をしながら、国保値上げを抑えた予算組みであり、何とかこの決算にもってきたという感じを私は持っています。これは反対者も承知の上のことだというふうに思います。

これにさらに黒字が出るなら、一般会計からさらに繰り入れて国保税の負担を軽減すべきだと言っているのだというふうに思いました。私も国保加入者でありますから、国保税が安いほうがいいとは思いますが法定外繰入をさらに増やして、国保税減額

に回せるかといえ、反対者も何日もかけて一般会計の決算の状況を審査したばかりでありますから、おわかりだというふうに思いますけれども、一般会計は単年度の実質収支は1億円を超える赤字でした。そういう中で、国保税負担が限界に近いということから、一般会計から1億3,000万円の法定外繰入をしているわけであり、そして今後の5年、10年さらには中長期的にみれば、人口減少、交付税が減るという中であっても、当然さまざまな生活要望に応じていかなければならない。そういう総合的に戦略的に地方を創生していかなければならない。

そういう状況の中であっても、市長は国保会計決算の大綱質疑に答えて、財政は厳しいが国保が県に移管になるまでは、何とか国保運協の答申を尊重して上げなければならない場合でも、5%以内というような線は守っていききたいというようなことをはっきり示しているわけであり、

そういう中での平成26年度の国民健康保険特別会計は、特別会計内では支払準備基金の残高を327万円残すのみ。来年度以降のことを考えれば、むしろ不安になるほどいっぱい、いっぱいの基金4,000万円の取り崩し。そして、国保加入者も、そして国保加入者でない市民も、何とか理解を得られるだろう。これもぎりぎりの額だったと私は思いますけれども、先ほどから言っていますように、一般会計から1億3,000万円の法定外繰入をすることによって、何とか委員長報告にもありましたけれども、繰上充用せずに平成26年度を乗り切ったというふうに思っております。

したがって、この国民健康保険は国民皆保険の制度を支える基盤の部分を担当しているわけであり、病気になったときに誰もが安心して医療にかかるために、できるだけ税負担を抑える努力を今後ともしてもらわなければなりません、単に繰り入れをどんどん投入するだけでなく、保健活動、健診活動の充実や地域包括ケアシステムの構築をしながら、在宅でも介護や医療がある程度できる体制を作ってもらおう。そういうことをすることで、医療費を抑制して税負担を少なくしていかなければならないと、私は思っています。そういう対応、努力を要望し、期待もしながら賛成の討論といたします。皆様のご賛同をお願いいたします。

**○議長** 次に原案認定に反対者の発言を許します。

次に原案認定に賛成者の発言を許します。

25番・樋口和人君。

**○樋口和人君** それでは、第76号議案 平成26年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定について、南魚政策研究会を代表して原案に賛成の立場で討論に参加をいたします。皆さんご存じのとおり、国民健康保険法は社会保障と国民の健康向上を目的に昭和33年に制定をされ、公的医療保険のセーフティーネットとしての役割を果たしてきました。先ほど来ありますように、しかし近年では健保組合に比べて国民健康保険の加入者の年齢構成が高い、所得水準が低い、保険料負担が重い。あるいは保険者である市町村の力、財政力よっての格差があるなど、いろいろなことからこの制度を維持していくのは、大変困難な状況となっ



ています。

そういった困難な状況の中、この制度その中でいかに市民の負担を低くして健康を守っていくかが求められているものと考えます。平成 26 年度の決算状況を見たとき、全体では被保険者数は前年度より減少したものの、高齢者の割合が高くなり 1 人当たりの医療費が増加をしているということでもあります。

その中で、少しでも加入者の負担を抑えるために、先ほど来あります基金から 4,000 万円を、一般会計から法定外の繰入金 1 億 3,000 万円と合わせて 4 億 8,000 万円ほど繰り入れるなどをして、保険料を据え置き負担の軽減に努力をしております。また、特定健診や特定保健指導、人間ドックの助成など、市民の健康を守るための努力も怠りなく進めている姿勢が見て取れます。

保険税の収納状況であります。収入未済額は 3 億 3,700 万円あります。けれども、現年課税分から優先徴収し、滞納を増やさない——先ほどもありました、この方針とコンビニ収納を引き続き有効に利用してもらうなどして、前年度を 1.1 ポイント上回る 80.5%という収納率なり収納率の向上にも努めています。今後も税負担の公平性確保のために、収納率の向上に努めてもらいたいと思います。

不納欠損の 4,800 万円についても、きちんとした管理のもと、やむを得ないものと認める場所があります。また、納めることが困難な納税者には、積極的に連絡をし、納税相談に取り組むなどの姿勢も見えます。このことにより、次年度への滞納繰越も減少している場所があります。

今後、平成 30 年には新潟県へ財政運営の責任が移り、この中で保険料率が決められていくことになるようであります。南魚沼市では県内、他市町村と比べて、医療費があまりかかっていないのに保険料、保険税が高くなってしまおうような懸念があるようであります。市民の負担が少しでも軽くなるようにと、担当部署、担当課では当局に対して強い思いで少しでも負担の軽減ということで、申し入れを行っているようです。

しかし、これから 30 年に向かって本当の正念場に迎えるというふうに考えます。引き続き、当局に対して働きかけをしていただきたい。そして、市民のセーフティーネットとしての制度を守っていただくことをお願いし、第 76 号議案 平成 26 年度南魚沼市国民健康保険特別会計につきましては、その法の精神にのっとり適切な執行がなされたと考え、多くの皆さんの賛同をお願いし、決算認定に賛成するものであります。

○議 長 次に原案認定に反対者の発言を許します。

次に原案認定に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本案に対する委員長報告は認定です。第 76 号議案 平成

26年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定について、本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第76号議案は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議 長 休憩いたします。休憩後の再開は11時10分といたします。

〔午前10時52分〕

○議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

〔午前11時10分〕

○議 長 第77号議案 平成26年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定についてに対する討論を行います。

まず、原案認定に反対者の発言を許します。

3番・田村眞一君。

○田村眞一君 第77号議案 平成26年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算に反対の立場で討論に参加いたします。ことし4月からマクロ経済スライドという仕組みが初めて導入され、今後、年金が実質下がり続けてまいります。2014年の総務省家計調査によると、高齢者、無職世帯の暮らしに使える所得は、2000年から2014年のこの14年間で3万4,694円も減っており、「下流老人」という言葉に象徴されるように、高齢者の貧困が深刻な社会問題となっております。

そもそも、後期高齢者医療制度のねらいは、公的医療費の抑制圧縮であります。当時の厚生労働省幹部が、医療費が際限なく上がる痛みを、後期高齢者みずからの痛みで感じてもらうと公言したように、75歳以上の人口と医療費が増えれば増えるほど、保険料負担に跳ね返る仕組みになっております。負担増加、医療が必要でも我慢をするかという二者択一を高齢者に迫る、これほど苛酷な仕打ちはありません。

制度発足から7年目、弊害はいよいよ浮き彫りになっていきます。年齢で医療を差別する医療制度は、世界でも異例のものであります。問題だらけのこの制度は廃止をし、もとの老人保健制度に戻すべきであります。

東京都の日の出町は、制度発足当初から自己負担ゼロを続けております。これにかかわる予算は、一般会計予算の1%であります。1年間の老人医療費は、都の平均より20万円も医療費が減っているという試算も出ており、負担軽減によって安心して医者にかかれるということが実例としてあらわれております。

新潟県内でも阿賀野市は、繰入金歳の割合が7割であります。こうした自治体の姿勢のように、繰入金を増やして、今、貧困が広がるこの高齢者の皆さんが安心できるために、負担軽減を求めていくことを申し上げまして、反対の討論といたします。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議 長 次に原案認定に賛成者の発言を許します。

2番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 第 77 号議案 平成 26 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定について、南魚みらいクラブを代表して賛成討論に参加させていただきます。この後期高齢者医療費制度は、新潟県広域連合の運営の中で行われており、いろいろな賛否があるのが現状ですが、今後、団塊の世代も高齢化し、人口減少社会に向かう中で高齢者の医療費をこれからも安定的に支えるため、医療サービスの質を維持、向上するためにも、若い世代、現役世代、前期高齢者が今後の財政不足をどう理解を示し、財政確保をどうしていくべきかを考えていかなければなりません。

そうした中で、市では一般会計の繰入金、保険基盤の安定繰り入れに努めて、実質収支も 797 万円の黒字となっております。また、制度発足以来、保険料を改定せず全国一低く押さえているところであります。

以上のことから、平成 26 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算について、賛成するものであります。多くの皆さんの賛同をお願いいたします。

○議 長 次に原案認定に反対者の発言を許します。

次に原案認定に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本案に対する委員長報告は認定です。第 77 号議案 平成 26 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定について、本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 77 号議案は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議 長 第 78 号議案 平成 26 年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定についてに対する討論を行います。

まず、原案認定に反対者の発言を許します。

3 番・田村眞一君。

○田村眞一君 第 78 号議案 平成 26 年度南魚沼市介護保険特別会計決算に反対の立場で討論に参加いたします。介護保険発足から 15 年、当初平均 2,000 円代だった介護保険料は、いまや 5,000 円代であります。負担ばかり増え、いざ必要なとき使えない、公的保険としての存在そのものが問われる事態であります。

介護の質を支える介護報酬も、過去最大規模で引き下げられました。かつてない改悪を次々に強行する政府の介護破壊は、歴代政府の中でも突出しております。経済的負担の重さに耐えられず、必要な介護サービスを使うことをあきらめる人たちが、さらに増加することが懸念をされる事態であります。

平成 26 年 3 月のニーズ調査から見えてくることは、約 5 割の方が保険料の引き下げ、保険

料は現状維持を求めています。少なくとも当初予算の繰入金を維持するなど、こうした声に応える必要があります。介護保険制度の構造的要因は、急増する社会保障予算に対して国が国庫負担を減らしていることです。安心できる介護保険制度を目指して、財源構成を国の負担をいまの25%から35%に増やす方向こそ、抜本的方策だと思います。自治体としてのやれること、あると思います。独自努力を強めることを求めまして、反対の討論といたします。皆さんのご賛同をお願いいたします。

○議 長 次に原案認定に賛成者の発言を許します。

23番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 第78号議案 平成26年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定についての賛成の立場から討論をさせていただきます。先ほどの反対者はいつもそうですけれども、何で反対するのかちょっと私には考えられませんが、私の家庭のことをちょっと話しますと、昨年暮れにおやじが亡くなりました。その間、本当に長い間、介護制度にお世話になって、また亡くなる少し前はそれこそホームヘルパーさんから来ていただいて、献身的な介護をしていただきました。本当にありがたいことだとなつくづく感じたところでございます。

また、その反面、私のおふくろは、今91歳になろうとしていますけれども、非常に元気です。それこそ介護にお世話にならないで、自分のことは自分でやっている、家族にとっても本当にありがたいことだと思う。確かにおふくろは介護保険が上がったと、そういう話をします。いや、ばかを言っているんじゃないと。介護保険が上がったとしても、自分でこうして元気でいられることが、一番何よりの幸せなのだというのを私は言っています。確かに高齢者の皆さん方に介護保険があることは、大変嬉しい、そういうふうには思っています。

また、私の周りにも老人ホーム、またホームヘルパーさんが来て、介護をしている方も多くいます。私もその姿を何度か見ていますし、本当に一生懸命やっただけでいるのだといつも感心しております。養護老人ホームに入るにしても、今は市は第1段階から第3段階まで所得に応じてそうした軽減措置もとっています。決して低所得者が老人ホームに入れないなんていうことは、まず今はないのです。こうしたきちんとした対応をしていただいて、そして安心して養護老人ホームにも入られると、私はそう思っております。

そうした中で、今、地域包括センターでは限られた人数しかおりません。13人、臨時を入れると18人になりますか。そのわずかな人数で保健師や社会福祉協議会、また関係機関等と綿密な連絡を取りながら努力をなさっております。その平成26年度の予算を見ても、収入が61億7,800万円、支出が60億7,000万ぐらいですか、約9,000万円近く負担を残しています。なるべく収入に負担をかけないように、収入から伸ばさないようにということでもって、非常に私は努力をしていると思っています。

そうしたことを考えますと、この平成26年度の認定は、きちっとやっていくべきだと。そうして、これからますます私たち団塊の世代も人数が多くなって、本当に大変な介護の時期を迎えると思います。これから新しく第6期に向かって、介護制度も始まるわけでありすけれども、どうかこれからも、ぜひ、こうして頑張ってくださいたい。そのことを願ってい

るところであります。

そうした意味でこの平成 26 年度の決算認定に、私は賛成する立場から討論をさせていただきました。どうかよろしく願いいたします。

○議 長 次に原案認定に反対者の発言を許します。

次に原案認定に賛成者の発言を許します。

14 番・黒滝松男君。

○黒滝松男君 第 78 号議案 平成 26 年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定について、南魚みらいクラブを代表して賛成の立場で討論に参加をさせていただきます。平成 26 年度は保険料の値上げをしないで取り組みました。ルール分の法定内繰入で運営をし、実質収支では先ほど話もありましたけれども、9,251 万円の黒字でありました。介護サービス等の給付状況は、延べ利用人数で 8 万 668 人、前年より 723 人、0.9%伸びております。

給付額については 53 億 5,315 万円で、前年度よりも 1 億 4,003 万 7,000 円ほど、2.7%の数字でございますが増となっておりますが、高齢化の進展、それから施設の拡充とサービスの充実等々によりまして、年々増加傾向の中、特に歳出の削減に努めたことは大いに評価をいたします。

さらに 1 次予防、2 次予防事業に多くの方から参加をしていただきまして、介護予防そして健康寿命の延伸に取り組み、給付費の削減に努力していることを高く評価をしております。これらのことから私は、この第 78 号議案 平成 26 年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定について、賛成をいたします。皆さんの賛同をよろしく願いいたします。

○議 長 次に原案認定に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案認定に賛成者の発言を許します。

16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 第 78 号議案 平成 26 年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定について、新生市民クラブを代表して賛成の立場で討論に参加するものであります。

まず、反対論者がおっしゃった、この 15 年間で保険料が 2,000 円代から 5,000 円代へと上がってきたと。保険料の負担が大きいではないかという話であります。独自努力を強めよという部分が、一般会計からの繰り入れ、あるいはおっしゃらなかったものでありましようけれども、基金の取り崩しということかなというふうに思います。水道会計のときに申しましたが、連結決算を見ればどの会計をとっても、南魚沼市は余裕がないという状況でありますし、基金の取り崩しについても、これこそまさに 3 か年の保険料を確定して、皆さんにお支払いをいただいている、この 3 か年での値上げは絶対しないと、そういう方向での基金の積み立てでありますから、これを取り崩しての保険料引き下げというのは、実際は困難であろうかというふうに思っております。

また、介護報酬が引き下げられた。このことによって、必要な介護サービスが受けられないのではないかという部分でありますけれども、これは施設の経営者の側からすれば、確か

に収入が減るわけであります。しかしながら、平成 26 年度においてはまだそのような話は聞いていない。平成 27 年度第 6 期については確かにそのとおりであります。ですので、この辺についてはまたじっくりと議論が必要かなと思っておりますが、ただ 1 点、国庫負担これを増やさせるべきだという点については、同じ意見であります。

決算認定でありますので、予算についてどうであったのかなということで、お話をさせていただきますれば、被保険者数が 1 万 6,759 人であります。平成 27 年 7 月末で南魚沼市の 65 歳以上は 1 万 7,017 人でありますから、もうそれに迫ってきているという意味でありますね。いただいた保険料が 10 億 6,231 万円でありました。また、この中で介護認定を受けられた方が 3,367 名、そしてその方たちの保険給付費が 56 億 4,380 万円と。歳出合計で 60 億円を突破したと。昨年平成 25 年に比べて 9,250 万円も増えているという状況でありました。

この中でも私は介護が必要ではないから、介護保険料は払わないという考えの方も含めまして滞納額でありますね、これは 948 万円になってきているということは、将来のことはわからないわけでありますけれども、この被保険者数と介護認定者数を見てもわかります。助け合いの精神でのこれは保険の仕組みなのであります。

ただ、この平成 26 年度のサービスの実施状況、皆さんお持ちの資料にもありましたけれども、この中で達成率を見ていただきたいのであります。達成率が 100%に至っていないという、そういうサービス部門が増えている。これは一体どうしてこういう事態が起きているのかということ、担当課のほうでよく検討していただきたいわけであります。それは主に、人材不足による受け入れが、なかなかできなかったのではないかなという部分と、自己負担分——1 割負担といってもやっぱり自己負担分が発生します。その自己負担分が払えないということで、こういうサービスを利用しない人が増えてきているのではないかと。

もう 1 点は、いい意味でいけば介護予防であります。介護予防事業が功を奏している。それほど保険を使わなくてもいいというふうになっているのではないかなというところを、担当課はじっくりと検証していただいて、第 6 期が始まっておりますけれども、この中に生かしていただきたいと思っております。

この介護予防に関して 1 つだけ述べたいことは、筋力づくり教室であります。市内 107 会場、実績で 1 万 6,059 人の方に参加をいただいたと。これを実行しているグループは、200 名を超えるボランティアという市内最大のボランティア団体であります。こういうボランティア団体の地道な努力によって、介護認定率がやや抑えられているという話も聞いております。ですので、市を挙げて、とにかく介護を必要な体にならないようにしようという努力をしているというところも、評価をしなければならぬと思っております。

以上で賛成討論を終わります。

○議 長 次に原案認定に反対者の発言を許します。

次に原案認定に賛成者の発言を許します。

討論が終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本案に対する委員長報告は認定です。第 78 号議案 平成 26 年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定について、本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 78 号議案は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議 長 第 79 号議案 平成 26 年度南魚沼市城内診療所特別会計決算認定についてに対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論が終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 79 号議案 平成 26 年度南魚沼市城内診療所特別会計決算認定について、本案に対する委員長報告は認定です。報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 79 号議案は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議 長 第 82 号議案 平成 26 年度南魚沼市病院事業会計決算認定についてに対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論が終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 82 号議案 平成 26 年度南魚沼市病院事業会計決算認定について、本案に対する委員長報告は認定です。報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 82 号議案は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議 長 日程第 9、発議第 6 号 学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私立高等学校への私学助成の増額・拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

6 番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 それでは議案第 6 号につきまして説明を申し上げます。これは先ほどの陳情第 2 号の採択を受けましての提出であります。学費と教育条件の公私間格差の是正にむけ、

私立高等学校への私学助成の増額・拡充を求める意見書の提出についてであります。内閣総理大臣、そしてそこに記載の各大臣、衆参両院議長、新潟県知事に対して意見書の提出をしたいものであります。

昨年もこの同趣旨の陳情意見書がありました。先ほどの委員長報告の中での質疑にもありましたように、同趣旨、厳密に言えば違うことも見ていただきたかったのですが、同趣旨の内容のが17年、もっと前からもしれませんけれども続いているということもありましたので、簡単に説明しようと思ったのですが、ちょっとやっぱり補足説明を加えながらしたほうがわかりがいいかなというふうに思いますので、ちょっと補足説明をさせていただきます。

内容につきましては、昨年とほとんど同じなので、同じことを言うかもしれませんが、簡単に概要をお話いたします。ご承知のようにこのと申しますか、陳情のと申しますか、先ほどの討論の中にありましたけれども、前々からこの私学助成というのは話が出ています。ただ、今、私らがここ数年問題になっていますのは、ご承知のように平成22年度から公立高等学校の授業料無償化が実施されました。これによって、私立への就学支援金が支給されるようになりまして、最大1人24万円から12万円の間に収入によってそれが支給されるようになりました。

ちょっとこう簡単に進めますと、その後、昨年の4月に実施されましたこのもとになっている法律です、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律がありまして、それに基づいて昨年の入学生から新たな高等学校等就学支援金制度として、公立私立が一本化されました。

この改正によりまして、公立高等学校は、先ほどもちょっとお話が出ましたが、910万円以上の世帯は今まで無料化だったのですけれども、12万円負担することになりました。なりましてけれどもその額にとどまっているわけでありまして、が、私立につきましてはこの部分が、手元にはないかもしれませんが、陳情の文面にありますように支給が打ち切られまして、全額自己負担になったということでありまして、そうかといいますが、これによりまして低所得者の支援が若干厚くなったわけでありまして、最大24万円の支給が30万円の支給にというふうなことで、改善が図られた部分もあるようでありまして。

それで、これだけではよくわかりませんので、制度上こういう形になったけれども、実際のところはどうかだということ、電話でありましたが陳情者に問い合わせをしてみました。状況は昨年と同じでありまして、実際のところ公立にはない施設整備費が私立には残っていたり、そしてまた私立ということから入学金も含めて、意見書にも書いてありますように、初年度の納付金でも相当のまだ負担がある。公私間格差がまだあるということでありました。

また、学校を運営していくために必要な人件費や教材費である経費につきましても、この意見書のほうにも若干出ていますけれども、2年ぐらい前の教育経費の調査では、公立生徒1人当たり約99万円出ているようでありましてけれども、私立は33万円と依然と格差がある



というようなことで、私立高校の教育条件の整備がなかなか進まないような状況にあるよう  
であります。

したがいまして、昨年に引き続き下記にあります1番、2番のように私立高等学校の就学  
支援金制度の拡充と、私立高校を運営していくために必要な人件費、教材費である、経常費  
助成の増額・拡充を求めるものであります。

もう1枚のほうにつきましては、これは県のほうに提出するものでありますが、趣旨・内  
容についてはおおむね、大体同じなのですけれども、県独自の制度もありますので、それら  
を文面に加えてあります。この部分も昨年ちょっと紹介をさせてもらいましたけれども、厚  
生労働省からは都道府県に昨年の7月23日付で、新しくなりました高等学校等就学支援金制  
度の趣旨を理解して、家庭の経済的負担軽減対策等の一層の拡充をお願いするというような  
通達も出ていることから、県独自の学費軽減制度の拡充、そして経常費助成の増額、そして  
また拡充を求めるものであります。

ちなみに、昨年も同じことで意見書の提出をしたわけですが、ことは今、取りま  
とめ中ですが、昨年の状況からしますと、30市町村に出しまして25市町村の議会から採択  
をいただいたそうでありました。残り5議会につきましては不採択ということ。先ほど  
もちよっとお話がありましたけれども、うちのほうは陳情で回しても委員会できちんと審査  
をしながら進めていくということですが、議会によりましては陳情で回ってくると回  
覧で済ましてしまうということで、不採択ということではなくてそういう取り扱いになっ  
たところが5議会。ことはそういうところは、おっしゃるように、請願者を立てながらその  
取り組みを進めていくというようなことであります。

先ほどの質疑といいますか討論の中にありましたように、したがいまして、ずっとこのよ  
うに載って出ていますけれども、内容的にはそれぞれその年年によって動きがありますので、  
若干ずつでも改善されていますけれども、まだ、今、一部を申し上げましたけれども、下  
がるということずっと引き続き意見書を提出していただいている。ただ、担当者のお話によ  
りますと、おかげさまで少しずつ改善にはなっていることもお伝えください、というよう  
なことであります。

そして、請願という形のほうがいいのではないかとということも、お電話でお話ししました。  
なかなか全議会に紹介議員というのは大変で、陳情で受けていただけるところは、そのよう  
な対応をさせていただいているというようなことでしたので、申し添えたいと思います。ち  
よっと、提案の説明が長くなりましたけれども以上であります。

○議 長 質疑を行います。

12番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 公私間格差と出ていますけれども、公立に通う補助の部分ではなくて通う  
部分、私立に通う部分ということで、金額的な格差というものがどこにあるのかということ  
と、あと学力ですね。公立と私立の学力の格差と出ていますので、「格差」を質問したいと思  
います。義務教育は中学校で終わるわけですが、就職を選択する方がいます。そうい

った方も働けば当然、所得税なり何なりを払うわけですけれども、そういうふうを選んで仕事をしている方も中学校を卒業された方ではいます。そういうお金が、高校に通うということで使われる。こういう発議が上がってくるわけですけれども、そういうことについてどういふふうにお思いでしょうか。

○議 長 提出者。

○佐藤 剛君 学力の格差というところにつきましては、私はそこまでちょっと把握していませんので、公立、私立の学力の格差というのは、ここではすみませんがお答えできません。

ただ、後段の部分でありますけれども、高校に行く、行かない。確かにこれも昨年の質疑の中でしていただきましたけれども、それは個人の自由な部分がありまして、高校に行かなくても立派に自分の人生を見つけて、それに向かって頑張っている方がいる。そういう方々に支援は必要ないのかというようなことを、おっしゃりたいのだろうと思います。高校を選択した方にはそれなりにやっぱり、高校教育の中で経費がかかるわけでありまして。それについて、先ほど言いましたように、高校を卒業して就職をされるか、学校に続くかということは、私は先ほど言いました個人の自由がありますので、そのところに触れるつもりはありませんけれども。

高校に行くとなりますと、やっぱり経費がかかる。その部分につきまして公立、私立で差があつていいのかというようなこともありますけれども、私は例えば私立——先ほどの討論の中にありましたけれども、私立はその私立のいいところを望んで行くのだから、やらなくたっていいじゃないかと。建学の精神を気に入って行くのだから、そうかかることは覚悟しているんじゃないかというような意見もあります。ただ、そういうのであればあるほど、私はその私立の建学の精神を好んで行きたい、だけれども、経費がかかるというようなことになれば、やっぱり私はその部分で教育の均等といえますか、そういう部分の考え方が発生してくるというふうに思います。

それは先ほどのご質問の中に、憲法そしてまた教育基本法がどの部分まで及ぶのかというような趣旨の話がありましたけれども、私はその条文をきちんと見比べたわけじゃありませんが、先ほど言いましたように、私は私立の建学の精神を気に入っていききたい、だけれどもいろいろの事情で行けないというのは、やはりこれはうまくない。それは憲法の趣旨に反する。教育基本法だって正確な条文がわからないで言うのも不謹慎でありますけれども、そういう部分はきちんとやっぱり平等に、均等にすべきだというような考え方のもとに教育基本法ができております。ちょっと大変難しい質問でありまして、きちんとした答弁にはならなかったかもしれませんが、思うところを述べさせていただきました。

○議 長 12番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 ちょっと違いますよね。私は義務教育を終えて働けば、何かしらの税金って国に払うわけですよ。そういった公費を使って助成をしてくれと言っていることでありますから、目的を持って学校に行っていると思うのです。それで、仕事をしていると思うので

す。そういう金が学校を行っていない子どもの税金も、働いたお金も少なからず入る可能性っていうのはあるわけです。そういうことについてどう思っているかということと、設備費とかもここで拡充となっていますけれども、やはりこれは私立はスポーツや文化で強い学校を目指しているわけですし、当然ナイター設備もいいでしょうし、いろいろな部分から設備が、私立というものはそういう学校が多いと思っております。その公立、私立というものを一緒にして考えてしまえば、私は非常にいけないものではないかなと思っておりますが、発議者はどうお思いでしょうか。

また、自助・共助・公助という部分で、やっぱり選んで、選択しているわけですので、そういう部分の観点を思いますと、義務教育を進めていく分にはいいと思います。高校義務教育化という部分にはいいのですけれども、こういうこの文でありますと、今、前段に話しましたように、一緒にしてしまうというのは、私はいかがなものかと思うのですが、発議者はどういうお考えでしょうか。

○議 長 提出者。

○佐藤 剛君 大変難しい部分を含んでいますので、後段のほうからちょっとお話しさせていただきたいと思っておりますけれども、私立のほうは例えばスポーツを目指すとか、いろいろ独自の教育方針にのっとりやる。したがって、お金がかかるのは当然ではないかというようなご意見もありました。

私もそうだと思いますけれども、例えばその部分、先ほどの討論の中にもありましたけれども、若干のそういうふうにかかる覚悟は、そこにでも行ってやりたいのだという覚悟はあると思います。だけれどもその部分を除いても、今、私がちょっとお話ししましたように、1人当たりの人件費、そしてまた専門職員の割合等を見ましても、やはり教育そのものについても今、現状では私立と公立との差があるわけでありまして、その部分は最低限是正していかなければならないというふうな思いであります。

私立だから例えばユニフォームが変わってお金がかかるとか、そういう部分がかかるそこまでみんな面倒をみるという部分ではありませんけれども、そういう教育という本質的なところについても現状、お話を聞いた限りでは差がありますので、そこを何とか差を縮めていこうという部分であります。

そして、前段のところですがけれども、大変難しいところだと私は理解をしております。ただ、教育というのは義務教育だけじゃなくて、自分たちがこう学んでいこう、その学んでいこうというところを学校に求めるか、社会の中で学んでいくかというところの違いで、1つには社会の中で学びながらお金を稼いでいこうというようなのと、そしてまたもう1つには高等学校、大学に進みながらもうちょっと基礎学力をつけていこうというような人、そういう選択は私はあると思います。

ただ、質問者が言うように、中学を卒業して働いて、その方々からもお金を取って、そしてその教育をしたいという人たちに支援をするのかということころは、それは考え方によりましてちょっと納得がいけないというふうな部分もあるかもしれませんが、私は学ぼう

とする人たちは、あらゆる階層の人、あらゆる人から何らかの支援をしながら、そういう環境整備はしていくべきだという思いで、この提案にしたわけであります。以上です。

○議 長 1 番・永井拓三君。

○永井拓三君 もう一度確認ですが、今の 12 番議員の質問の答弁で、「憲法および教育基本法は教育の機会均等」という部分に、私学が入るのではないかという話をされておりました。先ほどの陳情の部分の資料で、全国では約 3 割の高校生が私立高校に通っている、ということは、教育の機会均等が失われているがゆえに、3 割が私立に通っているのか、それとも教育の機会均等は保たれている中で、公立高校に通えない学力もしくはそれ以上の学力を求めている人が 3 割いるために、今の状態になっているのか、その状況の把握はきちんとされていますか。

○議 長 提出者。

○佐藤 剛君 今ほどの陳情のところでも、その質問がありましたけれども、個人的にも正確な把握はしていませんし、そういうデータを取り寄せてはいません。ただ、明らかに言えることは、この 3 割の方が私学を望んでいるという中には、一概に決められないいろいろなパターンが私はあると思います。先ほどから言うように、私学の建学精神を好んでいく方、そしてまたいろいろの将来的なつながりも考慮しながら、私学のほうが有利だと思っている方、そういう方は多分、経済的にも裕福なことだというふうに思います。

ただ、例えば委員会でも質疑がありましたけれども、現実の問題として 1 つこの地方のことを言えば、公立学校の定数減になりまして、公立には行けない、私立に行かざるを得ないという、それがどのくらいの割合だかはわかりませんが、現実にそういうものもあるわけであります。その方々がどういう理由でというのは調査をしていませんけれども、一概に決めつけられない、いろいろ難しいところがあると思います。そういうふうなぐらいの理解でありますけれども、私はそのように考えております。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

1 番・永井拓三君。

○永井拓三君 議長、資料の配付許可を願います。

○議 長 会議規則 157 条により許可いたします。暫時、休憩といたします。

〔午前 11 時 54 分〕

○議 長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

〔午前 11 時 56 分〕

○永井拓三君 南魚政策研究会を代表して、発議第 6 号 学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私立高等学校への私学助成の増額・拡充を求める意見書の提出に対して、反対の

立場で討論に参加いたします。私自身、義務教育期間内の小学校から、立教という私立に通っていただけだったので、親にも相当な負担をかけました。ゆえに私学の何たるかは十分に理解しております。

まず、配付資料のとおり私立高校の立場を場合分けして考える必要があります。それではまず、通学している期間が資料1、義務教育期間内であるか。2、義務教育期間外であるかという点です。意見書の内容を考えると、助成の必要性を求めているのは、資料2の義務教育期間外である点です。義務教育はあくまで親が子どもに教育を受けさせる義務があるということを忘れてはなりません。あくまで義務教育を完了した後に、私学へ通う高校生や親に対する助成である点を考えてもらいたいわけです。

次に、現在の社会の状況を踏まえる必要があります。いつしか社会的には高校を卒業することが、通念上では普通のこととなり、高校卒業までが義務教育という議論もされております。しかし、現段階ではまだそうはなっておりません。その点を踏まえて、高校への進学とはみずから進んで高等教育を受けるために学校へ通う意思のあらわれであります。つまり、自主的に望んで進むわけです。義務的に通うわけではありません。

そこでさらに、次の場合分けをする必要があります。資料3、公立高校への進学、4、公立高校よりも高度な教育をする私立高校への進学、5、それ以外の私立高校への進学の3つであります。基本的に中学校の教科書を完全に理解することができれば、公立高校やそれ以上の教育を行う資料3や4の高校への進学は、それほど難しいものではありません。資料4の私立高校への進学は、当然のことながら公立高校に比べて費用負担が大きいことは明白です。しかしながら、当然、4の私立高校より高いレベルでの高等教育を行う公立高校も存在すること、それも事実であります。このことから、みずからの勉学次第では費用を抑えながら進学するということが十分に可能であるということが言えます。つまり、進学に関するオプションは、自分自身ということが言えます。

それでは改めて、先ほど述べました資料5、それ以外の私学高等学校について述べます。3の公立高校、4の私立高校以外のオプションとして考えることが5、それ以外の私立高校への進学に該当いたします。スポーツを勉学と同様に行いたいという意志のもと、スポーツの強豪校へ進学することは、みずからの意志のもと、家庭の経済状況など、さまざまなことを総合的に考えて取るべきオプションです。つまり、この場合は進学に関しては、あくまでみずからの欲求を満たすものであり、経済状況が整わない場合などは、ときにそのオプションをあきらめるという選択肢をしなければなりません。子どもの自己実現のために多くかかる費用は、当然、各家庭で支出し、助成に頼ることは公共の予算を使うための公平性に欠けます。

また、別のパターンを考えてみましょう。資料3の公立高校に進学するために必要なだけの学力を有していなく、入学がかなわなかった場合です。それでも高校への進学をあきらめたくないという意志のもと、それを受け入れてもらえる私立高校への進学を希望した場合です。義務教育機関では公平に与えられた教材や授業時間、また家庭での時間を有効に活用で

きなかったからこそ、進学に必要な学力を得ることが難しかった点を考慮しなければなりません。一般的に公立高校への進学がかなわなかった場合、塾に通うことが経済上、難しかったという話が上がりますが、日本の公立高校の場合、先に申したとおり教科書の内容が十分に理解できていれば、確実に入学できる試験内容となっております。塾に通わずとも合格は可能なのです。それができずして、高等教育を受けることができるでしょうか。

最後に高校への進学を、経済的または、もしくはその両者が難しかったためにあきらめ、社会に出ている20歳以下の少年がいることを忘れてはいけません。その少年は社会で働いている以上、その収入から税金を納めております。高校進学をあきらめ、社会で頑張る少年からの税金が、少なからず助成金には使われることとなります。その場合、社会的な公平性は大きく失われます。また、過去に行われた私学助成に対する総括もないまま、このようなことを続けていく意味、意義を再確認できていない点も疑問です。

また、私立高校の教員に対する生徒数も、私立である以上、経営努力をし、公立並みにできることは社会の問題ではなく、経営者の問題です。それを克服している私立高校は全国に幾つもあります。学問は身を立てるものであり、根本的な解決を目指して市内小中学校での教育見直しを含めて考えていく必要があると考えております。

これにより、反対に対する必要かつ十分な要件を満たしていることは明確です。以上をもって反対討論といたします。

**○議 長** 次に原案に賛成者の発言を許します。

16番・寺口友彦君。

**○寺口友彦君** この発議に対して賛成の立場で討論に参加するものであります。先ほど反対の方の5つの項目で聞かせていただきました。義務教育期間外ということで、私立へ通うしかない子どもたち、これをどのように応援をするのかという、東京と違いまして新潟県の特殊な事情もあるわけでありまして。そしてまた、公立高校よりも高度な教育を行う私立高校への進学という部分についても、これが東京と違う新潟県の特殊な事情があると思っております。

確かに高校は義務教育ではありません。みずから進んで進むものであります。本来であれば、義務教育期間にきっちりとした学力をつけて、いろいろなところを選んでいく、これは理想論と言えまじょうか、普通の状態でありまじょう。しかしながら、新潟県の状況を考えてみたとき、やはり私立というのが低学力の子どもたちの受皿にならざるを得ないという状況があるということも理解をしなければならぬと思っております。

基本的には反対論者が言うように、やはり中学校を卒業するまで子どもたちがいかに自分の能力を高め、きちんとした目的を持って、高校あるいは大学への進学を考えていくべきだという点では、全く同じ考え方でありまして。しかしながら、この特殊な事情と申しまじょうか、新潟県の事情を考えたときに、このことがこの発議に対する考え方を、いろいろなものを集めながら、またいいものができていくのではないかなというふうには思っております。

確かに私学へ通う子が困っているから助けてくれというのは、私学はおっしゃるとおり民間会社であります。経営であります。経営でありますから失敗をすれば倒産もあり得るとい

うことであります。しかしながら、手を差し伸べないでにおいて、新潟県内の私立、これを倒産をさせてよいものかという部分もあるわけであります。

ですので、ここは非常に大きな問題でありますけれども、やはり子どもたちをどのように育てていくのかということ、もう一度考えるいい機会であったかなというふうに思っております。ですが、新潟県の特異な事情等々をかんがみて、私はこの発議は出すべきものではないかというふうに考えております。

○議 長 次に原案認定に反対者の発言を許します。

15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 私は発議第6号 学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私立高等学校への私学助成の増額・拡充を求める意見書の提出について、反対の立場で討論に参加させていただきます。

この意見書の内容を見ますと、まさに全くごもつもの文面であるというふうに私は思っております。ですけれども、どうしてもこの陳情とこの意見書は違うかもしれませんけれども、毎回出しているこの意見書の思いを感じたときに、地方議員として本当にひしひしと迫った部分を感じてこないのであります。それは例えば陳情の出し方にしても、毎回同じ郵送できます。なにひとつ説明も来ない。そういう実態を私は見るにつけ、本当に私も今までずっと賛同し全会一致でこの意見書を提出してきました。その中の経過、提出者の思いというものをおぼろげと提出者から述べていただきましたので、ほっとした部分が正直いってございます。

その中で提出者のほうからも意見があったように、昨年度から公立と私立の教育の負担の格差是正に向けて、特にこの低所得世帯への支援拡充のための高校受験料の無償化に向けた、所得制限を導入しましたけれども、実際に行われております。この昨年の4月から高校1年生になる生徒を対象に、この就学支援金の支給限度額は全日制の高校で月額9,900円、公立の定時制高校では2,700円、そして通信制高校では520円。私立の定時制、単位制にも同じく月額9,900円が増額になりました。また、既に高校などに在学している方は、旧制度のまま適用されております。

私はこの私立の高校などに通う生徒のために、やはり低所得者に対して、今おっしゃっておられるように、行きたくても行かれない。そういう人に対して、例えば就学支援金を加算したわけでありまして。年収の目安で250万円未満の世帯には、支給額が2.5倍になりました。そして、250万円から350万円の世帯には2倍になりました。そして350万円から590万円の世帯には1.5倍の増額がされている、この事実であります。私たちがずっと訴えてきたことによって、1つ1つこういうふうになってきているということでもあります。

さらにこの給付型奨学金、これを年収250万円未満の世帯の教科書代や教育費などの負担を軽減するための返済の必要のない給付金、奨学金が支給されるようになりました。これは私が一般質問のときにも取り上げさせていただきましたけれども、生徒1人当たり年2万7,800円から13万800円が支給されております。ただ、市町村の非課税世帯の方ありますけ

れども、実態を我が市は掌握されていない方という事実も実際にあります。そういう厳しさもあります。ですけれども、そして実際に思った人数、国が思った13万1,000人の人数よりも実際申し込みが17万人あった。こういう実態を見たときも、やはりこういう部分の拡充も必要であるというふうに私は感じているわけであります。その中で新たに生活保護世帯で通信制に通う高校生がいる世帯も対象に加えました。

私はこの先ほど来あるように、この平成22年度から公立高校の無償化が実現した中で、例えばこの発達障害者や不登校などの生徒に、この特別支援教育を行う私立の高等専修学校があるわけであります。そういうところの角度を持った中で助成を増やしていくとか、不登校経験者などを本当に親身に行っていくそういう学校を、角度をつけたものでやっていくとか、そういうもっともっと具体性を持って、これから通り一遍じゃなくしてやっていかなければならないのではないかというふうに感じるわけであります。

それはなぜかという、昨年度の額を見ると全日制高校が31万7,235円に対して、専修学校では4万6,440円という7倍の開きがあるんですね。こういうことも私たちは知っていかなければいけない。そうした中でまた例えば首都圏なんかどうでしょうか。公立と私立、どういう状況になっておりますでしょうか。私たちはわかるとおりであります。今、公立学校に行き手が少なくなってきた、大変な状況になってきている。いろいろなただ助成金だけじゃなくして、大きな問題を全部網羅をした中でやっていかなければいけないときにきている。

その面に関してはこの意見書という文にして、私たちに知らせる部分があるというふうに私は感じているのも事実であります。私たちが自分で決められる。先ほど提出者に質問者から県の実態はどうですかと言ったときに、そこまで掌握されていないと、今、意見もありましたけれども、きちっと私たちはそういうところを見た中で、毎年くるこの陳情に対して意見書をただ出すだけじゃなくして、もっともっと精査をした中で、私たち議会として本当にどうしたら一歩前へ進めるだろうかという観点で、私はしていかなければいけないと思っております。私は教育というのは、本当に皆さんと同じく大切だと思っております。だからこそ、私はもう一度この意見書の重さというものを、本当に知らなければいけないという観点から、反対討論とさせていただきます。以上でございます。

○議 長 暫時休憩といたします。

[午前11時13分]

○議 長 休憩を閉じて再開いたします。

[午前11時13分]

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 1点訂正をしていただきたい部分があります。私の部分で「陳情を郵送してきた」というふうに私は皆さんの前で言いました。私はそう聞いていたものですから、そのように思いましたけれども、今、聞きましたところ、本人がじかに持ってきたということで、大変な私の失言でございました。おわびし、訂正をお願いしたいと思います。以上でございます。



○議 長 お諮りいたします。ただいま中沢一博君より訂正の申し出がありました、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、訂正することにいたします。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第6号 学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私立高等学校への私学助成の増額・拡充を求める意見書の提出について、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、発議第6号は、原案のとおり可決されました。

○議 長 休憩いたします。休憩後の再開は13時30分といたします。

〔午前12時15分〕

○議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

〔午後1時30分〕

○議 長 日程第10、発議第7号 南魚沼市議会の議決すべき事件を定める条例の制定についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

14番・黒滝松男君。

○黒滝松男君 それでは、発議第7号 南魚沼市議会の議決すべき事件を定める条例の制定について提案理由を述べさせていただきます。地方自治法の一部を改正する法律が、平成23年5月に施行されまして、市町村に対し議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定めることを義務付ける規定が——地方自治法第2条の第4項でございますが——削除されました。これは自治体経営の根本方針の決定責任が、明確に各自治体に委ねられたことを示しています。

これを踏まえまして、現在策定中の第2次総合計画の基本構想について、議決事項とすべきという議論が多くの議員からありました。地方分権が推進される中、南魚沼市議会も二元代表制の一躍を担う機関としての責務を果たすために、地方自治法により議決事件と定められていた総合計画の基本構想を議決事件とするべく、南魚沼市議会の議決すべき事件を定める条例を制定するものであります。

現在、地方自治法が改正されたことによって、法律上は総合計画の基本構想を策定または変更廃止する場合にも、議会の議決は不要となっております。また将来、新たな基本構想

が策定される場合であっても、議会の議決は必要ないという状況になっております。本条例制定の趣旨は、地方自治法の改正前と同じくして、本市総合計画の基本構想の策定変更廃止を議決すべき事件とすべきことであります。

このたびの地方自治法改正によりまして、総合計画基本構想の策定は、法律上の義務ではなく、南魚沼市の判断と責任において策定することになり、また今回提案しております条例によりまして、総合計画の基本構想を議決事件とすることで、南魚沼市議会もその責任を執行部と分かち合うということになります。

議員各位におかれましては、何とぞ本案に対しますご賛同をいただきますように、お願いいたしまして提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。以上です。

○議 長 質疑を行います。

26 番・若井達男君。

○若井達男君 1 点うかがいます。今ほど提出者のほうから説明をいただいて内容的には理解できましたが、この第 2 条の文面です。「議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。基本構想……」、これについては今ほど説明のあったとおりで、総合計画ということの中の基本構想について議会で議決するというふうになっています。しかし、この文面だけであれば、当市においては約 40 近いそれぞれ基本構想、基本計画そういったものが存在しているわけですが、今、国会で問題になっている憲法解釈と同じように、見方によってはどの基本構想にも、ここには括弧書きがありますけれども、ほかの基本構想においても、全てがこの市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために、保健・医療・福祉また教育・文化またほか産業、そういった部分において、まさに総合的かつ計画的な構想があるわけですが、それとの兼ね合いはどのように判断すればよろしいですか。

説明の内容は十分私も理解できましたが、この文面でいくと解釈改憲じゃありませんが、何とでも、時間がたったとき、あれはどういうのですか、これはどういうのですか、ということが考えられますが、その点はいかがですか。

○議 長 提出者。

○黒滝松男君 お答えをいたします。まず、その前にこの政策の大綱と申しますか、将来像がありまして「自然、人、産業の和で築く安心のまち」ということがあるわけですが、それを受けまして 4 つの基本理念があります。そしてそれを受けて 6 つの政策大綱があるわけですが、今の考えられている基本構想この 6 つの政策大綱までということで、その後 33 の施策があるわけですが、もちろん関連はしているわけですが、あくまでもこの 6 つの政策大綱までの基本構想。その 33 の施策のまたその下に、今おっしゃった 30 ですか 40 ぐらいのいろいろな計画があるわけですが、それについての議決は求めていないということで、前と同じような考え方と、前の考え方ということで理解をしております。以上です。

○議 長 26 番・若井達男君。

○若井達男君 それは十分わかります。当初の説明も全くそのとおりのものですから。た

だ、この文面扱いをしたときに、ある程度の時間が経過した、私たちのメンバーも入れかわったというときに、これはどういう意味ですかときたときに、どういった対応ができるか、どういった対応をしなくちゃならないのかということ、私は心配しているのです。

そして、この総合計画につきましても、今がパブリックコメントの最中か、いつまで……（「もう少し」と叫ぶ者あり）まだもう少しだと思いますが、これには総合審議会条例に基づいて、総合審議委員がやっぱりこの作成にかかわってきて、それでほぼでき上がったということで今、パブリックコメントをやっているわけです。そして、そのパブリックコメントが終わった後、作成しでき上がるわけですが、これらについては委員がいるわけです。ここで最終的にできたものについて、議会の議決を得なくてはならないというときに、この総合計画審議会との兼ね合い、委員との兼ね合いはどんな形になりますか。これもひとつはつきりしておかなくちゃならないというところだと思います。

薬の毒味ということがあります。これは言葉にまだなっていないと思いますけれど、薬の毒味。心配だからといって薬を飲んでくださいと。しかし、誠意をもって出しても受け止め方、本人もしくは周りの人が、危ないから毒味をしてくれ。しかし、これも親切なのです。危ないという、もし、万が一ということで毒味をしてくれ。そうしたら、薬を飲んでくださいと言った方はどういうふうになるか。この繰り返しで、どっちがいい悪いではなくて。それで結果的には、ああ、薬を飲んでくださいと言わなければよかった、薬を飲むと言わなければよかった。いらないのだと、俺は丈夫なのだということが、冒頭その自治法第2条の第4項が削られたその意味合いだと思います。

そして、その担保は第2条の第2項でも担保されているわけです。そういったこともありますが、またその辺についてこれは、それこそ私自身の薬の毒味ということで、何に対してもどっちがいい、悪いじゃなく、そういったことがあるものだから、場合によると何もしないこともひとつの方法だということがあるわけですが、その辺は提出者、どのようにお考えですか。

○議 長 提出者。

○黒滝松男君 当然、審議会がありまして、審議会の意見というものは尊重はしなければならぬというふうに考えておりますが、全て審議会それから執行部が出したことで、丸のみというふうなことではなくて、我々議会としてもきちっとそれにかかわっていくということだと思います。

そして、この第2条のほうで読み方によっては、というようなことをおっしゃるわけですが、これはあくまでも繰り返しになりますが基本構想だけだと。当然、計画そのものも関連はしているわけです。関連はしてくるわけですが、議決については基本構想のみというふうなことです。その後、どういう解釈が、というふうなことが懸念されるというふうなことなのではございますが、あくまで求めているのは基本構想のみというふうなことで理解をしております。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第7号 南魚沼市議会の議決すべき事件を定める条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第7号は、原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第11、閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。議会運営委員長から所管事務について、それぞれ会議規則第111条の規定によって、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査について申し出があります。

○議 長 お諮りいたします。議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議 長 以上で、本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもって平成27年9月南魚沼市議会定例会を閉会といたします。

大変長い間、ご苦勞さまでした。

〔午後1時39分〕